

令和6年度第1回神奈川県食の安全・安心審議会議事録

○大島生活衛生課長

これより、令和6年度第1回神奈川県食の安全・安心審議会を開催いたします。

私は神奈川県食の安全・安心推進会議幹事会で幹事長を務めております、生活衛生課長の大島です。本日、全体の進行役を務めますので、よろしくお願いいたします。

本日は、委員の皆様方のお席にはマイクを設置しております。マイクは声に反応して自動でスイッチが入りますので、ボタンを押さずにそのままの状態、マイクに近づいて御発言いただきますようお願いいたします。それでは審議会の開会にあたり、神奈川県食の安全・安心推進会議座長の首藤副知事に代わりまして、神奈川県健康医療局生活衛生部の小笠原部長から御挨拶を申し上げます。

○小笠原生活衛生部長

皆様、こんにちは。神奈川県健康医療局生活衛生部長の小笠原でございます。委員の皆様には、令和6年度第1回神奈川県食の安全・安心審議会に御出席をいただきまして、誠にありがとうございます。

さて、最近の食の安全・安心をめぐる話題といたしましては、今年の3月に紅麹を含む健康食品による多数の健康被害の発生が明らかとなっております。この事案に関しましては、事業者が健康被害の情報を探知してから約2か月間、消費者庁等の関係機関に報告しなかったこと等が指摘されておりました。これを受けて国は食品表示基準や食品衛生法施行規則を改正いたしまして、機能性表示食品等に関する規制を強化しております。具体的な内容を御紹介しますと、機能性表示食品の届出者は、健康被害が疑われる情報を把握したときは、因果関係が不明な場合でも速やかに、所在地の都道府県または保健所設置市に報告するということが1つです。そして2つ目として、錠剤やカプセル剤等の機能性表示食品の届出者は、Good Manufacturing Practiceの略であるGMPに基づく製造工程管理を行うことが義務化されまして、消費者庁が指導等を行うこととされております。錠剤やカプセル剤等の健康食品につきましては、消費者の健康志向の高まりと相まって、日常生活に深く浸透しております。県といたしましても、事業者に対する必要な指導等を行っていくこととしております。本日の会議では、こうした新たな取組を含めまして、本県の施策の方向性を示す、食の安全・安心の確保の推進に関する指針の改定素案について御審議をいただくこととしております。委員の皆様におかれましては、どうぞ忌憚のない御意見を賜りますようお願いを申し上げます。よろしくお願いいたします。

○大島生活衛生課長

ありがとうございました。「神奈川県食の安全・安心審議会規則」第5条第2項により、本審議会の定足数は過半数となっております。本日は16名の委員の皆様のうち、現在11名の方々に御出席をいただいておりますので、定足数を満たしていることを御報告いたします。なお、磯崎委員、下島委員、由良委員、萩原委員、矢野委員からは本日、所用により御欠席の連絡をいただいております。本日の審議会は、委員改選後初めての開催でございます。本日の次第の裏面が審議会委員の名簿となっております。私から、委員の皆様を名簿順に御紹介申し上げますので、一言ずつ御挨拶をいただきたいと思っております。始めに、学識経験者の国立研究開発法人科学技術振興機構研究開発戦略センター、上野委員でございます。

○上野委員

上野伸子と申します。私はリスクコミュニケーションの観点から貢献できればと思っております。どうぞよろしくお願いいたします。

○大島生活衛生課長

続きまして、国立大学法人東京海洋大学、木村委員でございます。

○木村委員

木村でございます。私は2年前に東京海洋大学を退職しておりますが、それまで約30年ぐらいにわたって、微生物、特に食品の安全性関係の腐敗菌、食中毒などの微生物の制御・検出に関する研究教育を行って参りました。どうぞよろしくお願いいたします。

○大島生活衛生課長

株式会社神奈川新聞社、高本委員でございます。

○高本委員

神奈川新聞の経営戦略本部事務局長の高本と申します。私は、専門としては、主には編集の分野が30年ぐらいですが、今は経営戦略で、現場から離れていますが、名簿を見ると、学識経験者、業界の方と、皆さん専門知識をお持ちなので、私が多分期待されているのは一般的な、メディアの立場でどう感じるか、そういったところからの意見を求められているなどと思っております。前回に引き続きよろしくお願いいたします。

○大島生活衛生課長

鎌倉女子大学、吉田委員でございます。

○吉田委員

吉田啓子と申します。よろしくお願いいたします。私は先ほどの木村先生と同じく、食品微生物を専門としてきました。家政学部で、特に女子大ですので、一般的な消費者の目線や、学校教育、幼児教育など、特に子どもの教育に関して、考えて参りました。皆さんのいろいろな意見を伺いながらと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

○大島生活衛生課長

続きまして、食品関連事業者の神奈川県漁業協同組合連合会、鵜飼委員でございます。

○鵜飼委員

鵜飼でございます。海の方からやってきました。水産加工関係も含めて、漁業者が今どのように思っているか述べるのができたらなと思っております。よろしくお願いいたします。

○大島生活衛生課長

イオンリテール株式会社南関東カンパニー、川島委員でございます。

○川島委員

イオンリテールの川島と申します。よろしく願いいたします。会社では、主にお客様対応と衛生管理を担当しております。どうぞよろしく願いいたします。

○大島生活衛生課長

一般社団法人神奈川県畜産会、橋本委員でございます。

○橋本委員

畜産会の橋本聡と申します。よろしく願いします。神奈川県内の家畜畜産物関係の衛生管理等の支援、指導等をしております。また、個人的に食品安全に関わる部分としては、JGAP畜産であるとか、農場HACCPであるとか、そういったところの支援指導、それから認証審査員等もさせていただいております。よろしく願いしたいと思っております。

○大島生活衛生課長

公益社団法人神奈川県食品衛生協会、長谷部委員でございます。

○長谷部委員

食品衛生協会の長谷部でございます。食品衛生協会は皆さん聞き慣れない名前ではないかと思いますが、地道な活動をしております。本協会も、今回の食の安全・安心に、直接、取り組んでいる団体でございます。よろしく願いいたします。

○大島生活衛生課長

続きまして、県民代表の公募委員であります、太田委員でございます。

○太田委員

皆様はじめまして、委員の太田百合子と申します。私は、専業主婦の傍ら、野菜ソムリエプロとして、料理教室を自宅で開催しております。そして、地産地消の料理教室として、神奈川ブランドという環境農政局様が担当されているところで、神奈川ブランドコンダクターの活動をさせていただいております。神奈川ブランドの審査委員なども務めさせていただいております。美味しいとか、楽しい食卓ということで、県民の皆様美味しく御紹介しているところですが、学識経験の先生方、事業者様、素晴らしい方々ばかりで、今日は緊張しております。美味しくて、安全・安心が大事ということを、県民の意見としてお伝えできればと考えております。よろしく願いいたします。

○大島生活衛生課長

神奈川県消費者団体連絡会、齋藤委員でございます。

○齋藤委員

神奈川県消費者団体連絡会、齋藤と申します。よろしくお願いいたします。私たちは、食に関する多くの団体の中の1団体として、活動しています。食育に関しても活動しており、この他にも、神奈川県里地里山保全協議会の構成委員や神奈川県都市農業推進審議会の委員も務めております。食に関して、元からきちんと考えなければいけないということで、消費者代表として、しっかりと言葉を伝えていきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

○大島生活衛生課長

公募委員の吉川委員でございます。

○吉川委員

吉川と申します。一消費者の立場で参加させていただきます。現役時代は食品会社に勤務しており、食の安全・安心については特に注力していたところですので、審議内容に関心を持ちながら消費者の視点で意見を伝えていければと思います。よろしくお願いいたします。

○大島生活衛生課長

ありがとうございました。続きまして、審議会の会長副会長の選出に入ります。会長副会長は審議会規則第4条第2項により、委員の互選により定めるとされています。いかがいたしましょうか。

○上野委員

これまで審議会の会長を務められ、御尽力をされた、木村委員に引き続き会長をお願いしたいと思います。また、副会長につきましても、長年、食の安全・安心に関する講座の講師や当審議会の委員を務めていらっしゃる吉田委員に引き続きお願いするのはいかがでしょうか。

○大島生活衛生課長

ただいま会長は木村委員に、副会長は吉田委員をお願いしたいと、上野委員から発言がありました。皆様の御意見はいかがでしょうか。

(異議なし。)

○大島生活衛生課長

ありがとうございます。御異議がないようですので、木村委員、吉田委員にお引き受けをいただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(承諾)

それでは木村委員に会長を、吉田委員に副会長をお願いいたします。恐縮ですが席の移動の方をお願いいたします。ありがとうございます。先ほども一言いただきましたが、改めまして会長から御挨拶をいただきたいと存じます。

○木村会長

改めまして、引き続き、会長の責務を担わせていただくこととなります。委員の皆様におかれましても、神奈川県民の皆様の安心できるような、食の環境を作るべく、一緒に取り組んで参りたいと思います。どうぞ御協力のほどをお願い申し上げます。

○大島生活衛生課長

本日の会議は、県の「附属機関等の設置及び会議公開等運営に関する要綱」に基づき、会議及び会議記録については公開となっておりますので御了承ください。次に、資料の確認をお願いします。

○生活衛生課 國友グループリーダー

生活衛生課食品衛生グループの國友と申します。どうぞよろしくお願ひいたします。本日の資料ですが、事前に御検討いただくために、10月30日付けで同じものをお送りしております。まず、次第になります。裏面に審議会委員の名簿が載っております。続きまして、資料1「かながわ食の安全・安心の確保の推進に関する指針（第6次）素案について」、資料2「かながわ食の安全・安心の確保の推進に関する指針（第6次）素案」、資料3「かながわ食の安全・安心の確保の推進に関する指針新旧対照表」、資料4「第5次指針の施策に基づく3年間の取組結果」、資料5「「かながわの食の安全・安心」ホームページリニューアルについて」です。他に参考資料として、参考資料1「かながわ食の安全・安心の確保の推進に関する指針（第5次）」、参考資料2「神奈川県食の安全・安心確保推進条例」、参考資料3「神奈川県食の安全・安心推進会議設置要綱」、最後に、参考資料4「神奈川県食の安全・安心審議会規則及び審議会傍聴要領」となります。また、事前にお送りしていない資料といたしまして、机の上に座席表と、諮問書の写しを置かせていただいております。以上になります。資料に不足しているものなどはありませんでしょうか。それではこれ以降の進行につきましては、木村会長にお願いしたいと思います。よろしくお願ひいたします。

○木村会長

それでは、お手元に配布しております会議次第に基づいて、議事を進めて参ります。本日の進行ですが、まず、議題のかながわ食の安全・安心の確保の推進に関する指針（第6次）素案について、事務局から御説明をいただきまして、その後委員の皆様から御意見をいただきたいと思っております。それでは事務局から御説明をお願いいたします。

○生活衛生課 重城主査

生活衛生課食品衛生グループの重城と申します。

まず、指針素案の説明に先立ちまして、神奈川県食の安全・安心の確保推進条例での指針の位置付けについて御説明します。

条例では、食の安全・安心の確保の推進に関する施策を総合的、計画的に進めるため、指針を策定することとしており、指針の策定に当たっては、審議会に御意見をお聴きすることとなっています。

そこで、知事から審議会会長へ、本日付けで諮問をさせていただき、会長には諮問書の原本をお渡しし、委員の皆様には諮問書の写しをお配りしておりますので、御確認ください。

次に、指針の策定に向けたスケジュールについて御説明します。資料1の裏面をご覧ください。

本日の審議会での諮問後に、12月に行われる神奈川県議会厚生常任委員会へ素案の報告を行います。パブリック・コメントを実施後に、皆様方には、第2回審議会で再度御審議いただき、その結果をもとに、会長から知事へ答申をしていただきます。パブリック・コメントの結果と併せて指針案を取りまとめ、年度内に指針策定へと進める予定ですので、よろしくお願ひします。

第2回審議会は来年2月上旬に開催したいと考えております。日程が決まり次第お知らせいたしますので、短い間隔での開催となりますが、よろしくお願ひいたします。

第6次指針の策定にあたっては、第5次指針の取組結果の検証が必要であるため、先ずは、第5次指針の施策に基づく3年間の取組結果について御説明します。

資料の順番が前後しますが、資料4をご覧ください。これは現行の指針である第5次指針の設定期間である令和4年度～令和6年度6月末までの行動計画の結果をまとめたものです。行動計画とは、指針に基づいて実施する、単年度ごとの具体的な事業計画であり、年度ごとの行動計画及び実施結果については、当審議会でも御議論いただいております。また、過去数年分の行動計画と実施結果は県のホームページで公表しております。

図は、食の安全・安心の確保に向けた取組の体系図になります。「生産から販売に至る各段階における安全・安心の確保」と「リスクに関する相互理解（リスクコミュニケーション）」という大きな2つの柱で構成されています。その下に、これを達成するために必要な10本の施策を掲げております。10の施策のうち、1～4はフードチェーンの上流である生産段階での取組になります。5～8はフードチェーンの下流である製造・輸入・調理・販売段階での取組になります。そして、9、10は県、県民及び食品関連事業者の3者が相互理解のために情報を共有し、意見の交換を行うリスクコミュニケーションの取組になります。

2ページから、施策ごとの取組結果について、記載しています。左の欄に取組内容、右の欄に3年間の実施状況を記載しており、最後に施策ごとの「成果と課題」をまとめています。では、順番に御説明します。

施策1「生産者等における自主管理の促進」についてです。生産者である農業、畜産業、漁業者それぞれに対する取組を掲げています。「(1) 農業者の自主管理の促進」「(2) 畜産農家の自主管理の促進」「(3) 漁業者等の自主管理の促進」について、取組は着実に進められています。生産者等における自主管理の促進は、安全な農畜水産物を生産するために重要であり、継続して実施する必要があります。

続いて3ページから5ページをご覧ください。施策2「生産者等に対する指導等の実施」についてです。

「(1) 農業者等に対する指導等の実施」について、今年度分の農薬販売者への立入検査については、当該事業の国交付金減額のため、立入検査を一部中止し、代替として資料配布等の周知に注力する予定でございますが、概ね計画どおり進められています。

次に「(2) 畜産農家等に対する指導等の実施」についてです。アの一つ目の「○ 薬剤耐性菌発現状況調査」において、令和4年度は一部検体が確保できませんでした。また、アの三つ目の「○ 飼料販売業者等への立入検査」について、飼料高騰対策対応のため、令和4年度は一部中止しておりますが、以降は概ね計画どおり進められています。アの二つ目の「○ 動物用医薬品販売業者の立入検査」、「イ 家畜の衛生検査」の取組は、計画どおり実施しております。

「(3) 漁業者等に対する指導等の実施」のアの「○ 水産用医薬品の適正使用説明会」について、令

和4年度は新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止し、代わりに巡回指導を実施しましたが、以降は計画どおりに実施しています。また、イ、ウにおいて、令和5年度の水産用医薬品の残留検査、令和4、5年度の貝毒検査は計画を達成できませんでしたが、貝毒プランクトンのモニタリングは計画どおりに実施しています。

「(4)農畜水産物等の放射性物質検査」について、国が示す「検査計画、出荷制限等の品目・区域の設定・解除の考え方」を踏まえて、着実に実施しています。

生産者等に対する指導、農林畜水産物等の放射性物質検査は、安全な農林畜水産物を生産するために必要な取組であり、今後も重要であるため、継続実施する必要があります。

次に5ページ、6ページをご覧ください。施策3「生産段階における助言・指導等に係る人材育成及び調査研究」についてです。

「(1)農業者等に対する助言・指導等に係る人材育成」について、令和5年度は農薬管理指導士の認定者数が計画を下回りましたが、他は計画どおり認定しており、取組は概ね計画どおりに進められています。

「(2)畜産農家等に対する助言・指導等に係る人材育成」「(3)漁業者等に対する助言・指導等に係る人材育成」「(4)食の安全・安心に配慮した農畜水産物の生産技術等の調査研究」の取組は着実に進められています。

生産段階における助言・指導等を行う人材の育成やスキルアップ及び農畜水産物の生産技術等の調査研究は、安全な農畜水産物を生産するために、今後も重要であるため継続実施する必要があります。

引き続き、6ページをご覧ください。施策4「遺伝子組換え作物との交雑等の防止」についてです。「神奈川県遺伝子組換え作物交雑等防止条例」に基づく、遺伝子組換え作物と一般作物との交雑や混入に係る防止対策は、ホームページを活用した情報提供等により推進しています。これまでに、県内の遺伝子組換え作物の開放系栽培がないため、立入り検査や助言指導の実績はありませんが、引き続き情報提供を推進するとともに、助言指導等の体制を維持する必要があります。

続いて7ページから8ページにかけて資料をご覧ください。施策5「食品営業者等における自主管理の促進」についてです。

「(1)食品営業施設等における自主管理の促進」について、令和4年度は新型コロナウイルス感染症拡大防止のため食品衛生責任者等衛生講習会の対面開催を一部見送りましたが、eラーニング形式を活用する等工夫して実施しました。食品営業者等に対するHACCPに沿った衛生管理の指導等、食品衛生自主管理の促進活動の支援及び流通・販売業者への情報提供等は着実に実施しています。食品営業施設等における自主管理の促進の取組は、概ね計画どおり進められています。

「(2)と畜場における自主管理の促進」について、令和4年度は新型コロナウイルス感染症拡大防止のため衛生管理責任者、作業衛生責任者等に対する講習会の開催を中止し、代替として啓発資料を配布しましたが、以降は計画どおりに実施しており、取組は概ね計画どおりに進められています。

「(3)学校における自主管理の促進」について、取組は計画どおり着実に進められています。

製造・輸入・調理・販売の各段階における食品営業者等の自主管理の促進は、食の安全・安心の確保のために欠かせないものであることから、今後も引き続き実施していく必要があります。

続きまして8ページから10ページにかけて資料をご覧ください。施策6「食品営業者等に対する監視指導の実施」についてです。

「(1)食品営業施設等に対する監視指導」について、令和4年度は新型コロナウイルス感染症拡大防

止のため、大規模製造施設・大規模調理施設の監視指導は計画を下回りましたが、以降は着実に実施しています。食品営業施設等に対する監視指導の取組は、概ね着実に進められています。

「(2)と畜場、食鳥処理場等に対する監視指導」について、「イ 食鳥処理場及び届出食肉販売業の監視指導」を令和4年度は新型コロナウイルス感染症拡大防止のため一部中止しましたが、以降は計画どおり実施しています。「ア と畜場等の監視指導」は計画どおりに着実に実施しており、取組は概ね計画どおりに進められています。

「(3)と畜場における衛生検査」について、ア～ウの取組は計画どおり着実に進められています。

次に「(4)流通食品等の抜き取り検査等」についてです。「ア 流通食品等の抜き取り検査」について、令和4年度は新型コロナウイルス感染症拡大防止等のため一部中止しましたが、以降は計画どおり実施しています。また、「ウ いわゆる健康食品の買上げ検査」は、令和4年度は目標検体数を確保できませんでしたが、以降は計画どおり実施しています。「イ 食品衛生検査施設の内部点検」は、計画どおりに実施しております。

「(5)食品中の放射性物質への対応を推進する取組」「(6)輸入食品の安全性確保を推進する取組」について、計画どおりに着実に進められています。

「(7)食品等の自主回収の届出制度の徹底等」について、取組は着実に進められています。

「(8)違反発見・苦情相談時の対応」について、関係自治体と連携して必要な措置や指導を適切に実施しました。

製造・輸入・調理・販売の各段階における食品営業者等に対する監視指導や検査の実施は、食品の安全性を確保するために必要な重要な取組であり、継続して実施する必要があります。

1ページおめくりいただき、11ページをご覧ください。施策7「製造段階等における助言・指導等に係る人材育成及び調査研究」についてです。

「(1)食品営業者における指導的立場の人材育成」について、令和4年度は新型コロナウイルス感染症拡大防止のため講習会等を一部中止しましたが、以降は計画どおり進められています。

「(2)食品衛生監視員及びと畜検査員に対する研修」「(3)食の安全・安心の確保等に関する調査研究」について、取組は着実に進められています。

食品営業者における指導的立場の人材育成や食品衛生監視員等のスキルアップは、食品の安全性を確保するために重要であるため、継続実施する必要があります。また、食の安全・安心に関する調査研究について引き続き取り組む必要があります。

続いて、12ページから13ページをご覧ください。施策8「食品表示の適正確保の推進」についてです。こちらは第5次指針において、重点的取組に位置づけられています。

食品の適正表示の啓発は、ホームページで説明付きの講習資料を掲載し、啓発を図る等、着実に進められています。また、各法令に基づく食品表示の点検や指導等は着実に進められています。

食品表示は、県民が食品を自主的かつ合理的に選択し、安全に摂取するために重要な情報源であるため、引き続き食品の表示の適正の確保の推進について着実に取り組む必要があります。

13ページから15ページをご覧ください。ここからは、大きな柱の二つ目、リスクコミュニケーションの取組です。施策9、10は、第5次指針において、重点的取組に位置づけた施策となります。

施策9「情報の共有化の推進」についてです。県では、アンケート等で県民の皆様の関心が高い様々なテーマについて、県民向けの講座である食の安全・安心基礎講座を複数回開催しています。また、大学の学園祭に食の安全・安心ラボを出展し、毎年多くの方々に参加いただいています。また、ホー

ムページやX（旧 Twitter）を活用した食の安全・安心に関する情報発信、県内保健所設置市及び国の機関との情報共有の取組を行っています。

また、食育の推進に関する施策と連携した情報提供等の取組として、小学生を対象に、食育のための食品安全リーフレット「かながわの食品衛生 for KIDS」を作成し、県内全ての小学6年生に配布を行いました。なお、要望のあった学校については、紙配布に代えてホームページに掲載しております電子リーフレットの案内を行っています。さらに、小学生を対象に、食品の安全性に関する情報について正しく理解し、考えることができるようにするため、ホームページ「かながわの食品衛生 - キッズページ -」での情報提供を行いました。

第5次指針において、重点的な取組である情報の共有化の取組について、食の安全・安心の確保の推進のためには、県、県民及び食品関連事業者の間で十分な情報の共有が大切であるため、引き続き重点的に取り組む必要があります。

15 ページ、16 ページをご覧ください。施策 10「関係者による意見交換の促進」です。県民との意見交換の場である食の安全・安心キャラバンや、インターネットアンケートを活用した意見募集を行い、次年度の基礎講座のテーマ選定など、食の安全・安心に関する施策の参考としました。

食の安全・安心の確保の推進のためには、関係者間で意見を交換して相互理解を深めることが重要であるため、引き続き、関係者による意見交換の促進について重点的に取り組む必要があります。

以上の取組内容、成果そして課題を踏まえ検証した結果、食の安全・安心は、私たちの日々の生活に直結しており、食の安全・安心を確保するために、生産から販売に至る各段階における衛生管理の推進などの基本的な取組みを、第6次指針としても継続的に取り組んでいくことが重要との結論に至りました。

それでは第6次指針素案の概要と改定のポイントについて、御説明しますので、資料1の表面をご覧ください。

改定指針素案は、第5次指針で推進してきた全庁的な取組を基本としつつ、新たに規定された内容を盛り込み作成しました。

「2 改定のポイント」をご覧ください。まず、主な変更点の1つ目として、指針の設定期間を従来の3年間から5年間へ変更しました。

これは、第5次指針で示した10の施策の方向については、第2次指針から継続しており、既に必要な施策は整理されていると考えられることと、取組期間を長く確保することにより、より効果的な検証ができると考えられるためです。

2つ目の主な変更点は、新たに義務化された機能性表示食品等に係る報告制度について、届出者等への指導の項目を追加したことです。

「紅麹サプリ」による健康被害事案を受けて、機能性表示食品の届出者及び特定保健用食品に係る許可を受けた者の遵守事項として、健康被害が疑われる情報を得た場合には速やかに都道府県や保健所設置市に提供することが義務化されましたため、届出者等に対して、健康被害に関する情報の収集と、情報を把握したときの速やかな提供について指導を行います。

次に重点的な取組についてですが、インターネットやSNSの普及により様々な情報が溢れる中で、県が県民や食品関連事業者へ科学的知見に基づいた正しい情報を十分に提供することが益々重要であるため、「リスクに関する相互理解（リスクコミュニケーション）」について、次期指針では、引き続き重点的に取り組めます。一方、第5次指針で重点的な取組に位置付けていた「食品表示の適正の確保を

推進する取組」に関しましては、食品表示法の創設から一定期間が経過し、制度も定着してきたことから、重点的取組ではなく、通常の10の施策の中で取り組むこととしました。

続きまして、素案の内容について、説明させていただきます。資料は、資料2及び資料3となります。資料2は指針素案、資料3は新旧対照表です。ここでは、現行の第5次指針との比較が容易な資料3を用いて説明します。資料の左側に改定指針の素案、右側に第5次指針を記載し、資料の下線が引かれた部分に変更または追加した箇所となります。

資料3の1ページ目「Ⅰ これまでの県の取組」ですが、事業計画である行動計画を毎年度策定している旨について、今までは「Ⅲ 基本的事項」に記載していましたが、巻頭にも明記することになりました。

続いて、「Ⅱ 改定の趣旨」の項目です。ここでは、第5次指針の実施状況について、令和4年度は新型コロナウイルス感染症の影響により、一部取組は行動計画どおり実施できませんでしたが、それ以降は、概ね計画どおりに実施することができたと総括しました。

そして、機能性表示食品等に係る健康被害の報告制度に対応した内容を盛り込んだこと、「リスクに関する相互理解（リスクコミュニケーション）」を重点的に取り組む事項とすること、「食品表示の適正の確保を推進する取組」については、重点ではなく、10の施策の中で取り組んでいくこととすること、指針の設定期間を3年から5年に変更することを記載しました。

4ページ「Ⅲ 基本的事項」をご覧ください。「1 位置付け」について、分かりやすい表現に変更しました。指針の期間について、5年間とすることと、情勢が変化したときは、設定期間内であっても見直すことを記載しました。食の安全・安心行動計画については、「Ⅰ これまでの県の取組」の中で「以下、「行動計画」という。」としていますので、ここでは「行動計画」としています。

続いて「2 条例及び既存法令に基づく施策との関係」について、イメージ図の中、左下になりますが、米トレーサビリティ法を加えました。

6ページ「3 総合的かつ中期的な目標及び施策の方向」について、こちらでも分かりやすい表現に改めました。また、図の中で、重点的に取り組むリスクコミュニケーションの部分を二重線で囲いました。

次に7ページ「Ⅳ 施策の方向に沿った取組」ですが、「1 生産者等における自主管理の推進」の(3) 漁業者等に対する取組内容の表現を一部修正しました。

「2 生産者等に対する指導等の実施」の(4)の県内で生産された農林畜水産物等の放射性物質の検査の項目ですが、国が示している検査計画の基本的な考え方を踏まえての検査になりますので、記載内容を修正しました。

「3 生産段階における助言・指導等に係る人材育成及び調査研究」について、漁業者等に対する取組内容の表現を一部修正しました。

次ページ「5 食品営業者等における自主管理の促進」の(3)の項目について、文言を整理すると共に、指定成分等含有食品の健康被害情報の届出の部分は、事業者課せられた義務のため、同じく8ページ一番下にある「6 食品営業者等に対する監視指導等の実施」の(3)の項目に移動しました。

次に、「6 食品営業者等に対する監視指導等の実施」について、(2)の「新型コロナウイルス感染症の流行に伴い」の文言を削除しました。(3)では、先ほどの移動させた指定成分等含有食品の健康被害情報の届出に加えて、新たに本年9月から義務化された機能性表示食品及び特定保健用食品に係る

健康被害に関する報告について、指導内容に加えました。そのため、以降の()の数字を一つずつ繰り下げています。また、(7)にあったT P Pに関する記述ですが、T P P発効前後で、輸入食品についての取組自体に変更はございませんので、記述を削除しました。

続いて(8)にあった自主回収や苦情対応において行う指導ですが、異物混入対策や汚染防止対策についての指導を行いますので、その旨が分かるよう文言を修正しました。

「8 食品表示の適正の確保の推進」ですが、リード文にあった食品表示法及び景品表示法についての説明部分を削除しました。(2)では、食品関連事業者向けの適正表示講習会について、事業者から必要な時に必要な内容を随時確認できるようにしてほしいとの要望があったことから、現在は、ホームページに説明付きの講習会資料を掲載する形で実施していますので、行動計画の文言に揃える形に修正しました。(3)は、リード文の一部を削ったため、景品表示法について、ここで初めて記載しますので、法律の正式名称を入れたことと、米トレサビリティ法の取組はすでに行っていますので、指針にも明記しました。続いて(5)ですが、県民向けの具体的な講座名を記載していましたが、指針においては、どのような講座か分かるよう「県民向け講座」としました。

次に、11 ページをご覧ください。リスクコミュニケーションに関するリード文ですが、文言を整理しました。「9 情報の共有化の推進」について、重点的に取り組む施策であることが分かるよう、表題の横に□で囲った重点というマークを追加しました。また、(1)の県民向け講座のテーマの例示に、これまででもテーマで取り上げてきましたが、「いわゆる健康食品との付き合い方」を加えました。

12 ページをご覧ください。「10 関係者による意見交換の促進」について、同じく表題の横に重点マークを追加しました。また、意見交換の場である食の安全・安心キャラバンについても、具体的な講座名の記載から改め、内容が分かるような文言に修正しました。また、第5次指針には、Vに「重点的取組」という項目を別に設けていましたが、「IV 施策の方向に沿った取組」と内容が重複するため、素案では項目ごと削除しました。「V 施策の推進体制」の「1 庁内の連携体制」の図を、県庁内の組織の名称に変更がありましたので、修正しています。「2 関係機関等との連携」の(1)のアについて、文章を分かりやすく修正しました。また、「(2)緊急時の対応」の最後の○について、機能性表示食品等に係る健康被害情報が入った場合について、追記しました。また、通知名が変更されていますので、対応要領という記載に変更しました。

最後に「5 他の計画との関係」では、食育推進計画について時点修正しました。

素案の御説明は以上になります。

○木村会長

どうもありがとうございました。それでは、今御説明いただきましたように答申に向けて、本日から次回からの会議で審議を尽くしていくわけですが、事務局から説明をいただいた指針の素案について審議会からの意見を述べたいと思います。まず第5次の指針に基づく3年間の取組結果の御説明がありまして、そのあとに今回の指針の素案の説明がございました。どちらでも結構ですので、御意見もしくは御質問をいただきたいと思います。ただ、いろいろ資料がございましたので、御発言の際にはどの資料のどの部分の御質問かということで、資料の名称と該当ページをまず明確にさせていただいてから、御発言いただくと大変ありがたく存じます。それではどなたでも結構ですので、御意見もしくは御質問を含めてよろしくお願ひしたいと思います。どなたか、いかがでしょうか。はい、鶴飼委員、よろしくお願ひします。

○鵜飼委員

資料3の7ページですけれども、今回、生産者に対する指導等の実施の中で、イメージが湧かないので教えていただけたらと思います。「生産段階における助言指導等に係る人材育成及び調査研究」というところで、「漁業者等を対象に、貝毒などのリスク管理を自ら率先して行う人材を育成します。」とあります。今までは、漁港、市場に衛生管理、助言指導を行い、これは比較的衛生管理の基準に基づいているということで、理解できるのですが、貝毒は貝毒プランクトンを発見しないと、なかなかまず防止できない。漁業者はそういうことまで自ら率先してやる人を育てるということであるのか。また、人材というのは、どのような漁業者をそもそも育てるということを考えておられるのかを教えてください。

○木村会長

ありがとうございました。今の御質問、お答えいただければと思います。

○水産課 仲手川グループリーダー

水産課の仲手川と申します。この人材育成の対象ですが、漁業者になります。リスク管理と書いてありますが、この点については水産技術センターが、定期的に貝毒の原因となるプランクトンを調査しています。そういった情報を漁業者にしっかり伝えて、その情報を見た上で、しっかり自ら貝毒検査を行った上で出荷するという、しっかりとした自覚を持っていただいて、安全管理に努めていただくとの趣旨で記載をしております。

○鵜飼委員

貝毒検査をするということは、漁業者が、貝毒のいわゆる有毒プランクトンを自ら検査することですか。

○水産課 仲手川グループリーダー

有毒プランクトンは、水産技術センターでモニタリング、いわゆる発生状況を確認しています。貝毒検査自体は、漁業者が自分の出荷する貝を、検査機関に出して、検査を行っていただくことが基本です。

○鵜飼委員

漁業者が第三者に、自分のものが貝毒に汚染されているかどうかを依頼するということであり、そういう人を育てるということでしょうか。そもそも水産技術センターでは、その海域で貝毒プランクトンが発生している、そこで養殖している貝は危険かもしれないと漁業者に情報提供すると思います。その情報を知った養殖業者は、普通ならば出荷停止すると思います。そうではなく、情報を聞いたけれども、第三者の検査機関に、改めて検査を依頼するということでしょうか。

○水産課 仲手川グループリーダー

出荷停止も含めて検討し、そういった検討の材料としてしっかり見ていただいて、それを判断でき

るような人材育成をしていくということです。判断を含めた適切な対応ができるように、人材を育成します。

○鵜飼委員

今も、漁業者は情報があれば、県からの指導を受け対応していますが、それとは違うのでしょうか。

○水産課 仲手川グループリーダー

こちらは新たな取組ではなく、記載をより分かりやすく、具体的に記載したのであり、今回から取組が変わったというわけではありません。

○鵜飼委員

そうすると、今までの漁港やいわゆる市場における衛生管理というものに対する項目は残っているわけですね。

○水産課 仲手川グループリーダー

こちらについては、現在は衛生管理基準の情報提供にとどまっていて、具体的な人材育成ということまでは踏み込んで行いませんので、その部分は削除して、今回、貝毒の部分を具体的に記載しています。

○鵜飼委員

敢えてでしょうか。

○水産課 仲手川グループリーダー

そのとおりです。

○木村会長

鵜飼委員よろしいでしょうか。はい、ありがとうございます。それでは、他に御質問御意見ございましたら、どうぞお願いします。上野委員、よろしくお願いします。

○上野委員

資料4の5ページ、施策3の(4)のところで、「農畜水産物の安全性確保を推進するために、安全・安心に配慮した農畜水産物の生産技術等の調査研究を実施した。」とありますが、この調査研究を実施するのは、県傘下のセンターみたいな機関なのか、県の職員の方がやられるのか、どういう方々が調査研究をやっているのかをお伺いします。例えば、11ページにも、「食肉の安全性を確保するため、家畜の疾病や食肉、食鳥肉に関する調査研究を実施した。」とあるのですが、誰がやっているのかが気になり、お伺いする次第です。

○木村会長

どうぞよろしくお願いします。

○農政課 太田グループリーダー

農業関係に関しては、県の研究機関である農業技術センターがありまして、そこで病害虫の診断同定ですとか、発生予察等の調査研究を行っています。

○上野委員

水産関係は先ほど言われたように、水産技術センターがやられているという理解でよろしいでしょうか。

○水産課 仲手川グループリーダー

そのとおりです。

○上野委員

分かりました。ありがとうございます。

○生活衛生課 國友グループリーダー

食肉の関係につきましては、食肉衛生検査所の職員が調査研究しておりまして、毎年テーマを決めて取り組んでいます。調査結果につきましては、ホームページで公表しております。

○上野委員

ありがとうございます。

○木村委員

どうもありがとうございました。では、齋藤委員お願いします。

○齋藤委員

第5次指針の13ページのかながわ食の安全・安心基礎講座に関して、この基礎講座等の説明の中で、大学でとありましたが、これは大学のみが対象だったのでしょうか。

○生活衛生課 國友グループリーダー

県民に対するリスクコミュニケーションの中で、基礎講座は県民向けということで、在住・在学・在勤の方を対象にしております。その他に大学の学園祭に出展させていただきまして、そこで直接、県民の皆様には手洗い体験ですとか、食品添加物の検査について実験をやってもらい、実際の検査ではこういうことをやっているというような説明をする形で開催しているものがございます。こちらは、かながわ食の安全・安心ラボという名前で開催しているものになります。

○齋藤委員

ありがとうございました。もう1点伺います。14ページの小学生への食の安全・安心というところですが。私もホームページのキッズページを見ましたが、とてもよく分かりやすく良い情報提供でした。

これに関して、大学生は講座があるということをお聞きしたのですが、中学生高校生に対しては、どのような食の安全・安心の情報提供をしているのでしょうか。

○生活衛生課 國友グループリーダー

学習指導要領などにもありまして、県内全小学校の6年生を対象に、食中毒予防ということで、リーフレットを作成し、お配りし、調理実習などで御活用いただいております。それ以降ということになりますと、ターゲットを絞ってということではやってはおりませんが、文化祭の前などで、こういう食品を扱いたいけどどうか、というような具体的な御質問などを保健福祉事務所の窓口でいただくので、私ども食品衛生監視員が、この食材はこういうことに気をつけてねというようなお話をさせていただいております。他にも、出前講座などもありますので、要望があれば、お話をさせていただいております。

○齋藤委員

やはり、学校側からの要望だけでなく、こちら側からもアクションしていかなければ、なかなか食の安全・安心といったものが分かってもらえないのかなと思います。子供達には、早いうちからそのような意識を持っていただきたいなと思っております。ありがとうございました。

○木村会長

どうもありがとうございました。それではですね、高本委員、お願いします。

○高本委員

御説明ありがとうございます。県民の食の安全、健康、職員の皆さんが非常に幅広いサプライサイド、消費者サイド、様々な取組をしていることに敬意を表します。要望を1つと、質問を1つさせていただきます。要望について、資料4の13ページ、14ページのリスクコミュニケーションについて、非常に分野ごとに分かりやすくなっていますが、もし可能でしたら、受講者数とか、その規模感が分かる指標があったほうがよいと思います。例えば、ソーシャルメディアを活用しての情報発信についても、多くのフェイク情報が飛び交っていて、胡散臭い情報でも信じられてしまう世の中になっていて、正しい情報の発信は大事なことだと思いますが、せっかくでしたら、フォロワー数とかがあった方がよいと思いました。その数字を見た上で、もうちょっと強化していくとか、いやこれでいいねといった話になると思います。どのぐらいが適正な数字なのかというのはあると思うのですが、成果指標ということだと、回数ではなく、人数やフォロワー数を載せることも検討していただいてもいいのかと思いました。あとは質問として、これは資料3の11ページです、いわゆる健康食品とのつき合い方を入れるに至った理由を知りたいと思います。以上です。

○木村会長

どうもありがとうございました。1つ目は要望という形で、資料の結果の概要のところ、回数だけではなく、参加人数やフォロワー数といった参加の成果が分かるような数字を入れられたらどうかという御要望ですが、この点について、事務局の方いかがでしょうか。

○生活衛生課 國友グループリーダー

ありがとうございます。リスクコミュニケーションについて、回数だけではなく人数をというお話を、以前の審議会の際でもいただいておりますので、令和5年度の行動計画の実施結果に参加人数を入れるようにいたしました。これは、ホームページでも公表しております。令和6年度の実施結果にも、入れようと思っております。X（旧 Twitter）のフォロワー数についてですが、食の安全・安心のX（旧 Twitter）につきましても、本日11月6日時点でまだ400人台ですが、神奈川県公式のX（旧 Twitter）につきましても、15万人のフォロワーがおり、そちらの方にリポストという形で、私どもが投稿した内容を投稿してもらっています。1日の投稿数が決まっているため、リポストできないこともあるのですが、9割くらいの投稿については県の公式の方で、さらにリポストしておりますので、フォロワー数以上の情報発信はできていると思っております。

○木村会長

ありがとうございます。フォロワー数についても、結果報告のところでは何らかの数字をお示しできそうですか。

○生活衛生課 國友グループリーダー

県庁内で連携をとり、県の公式でも投稿することによって、多くの方に情報発信をさせていただいておりますが、400何人という数が1人歩きしてしまうと、それだけしか情報発信ができていないというふうに受けとめられてしまうことを、少し懸念しております。

○高本委員

今の説明だと、ホームページにある別の資料で、そういう数字が出ているということでしょうか。そうでしたら、審議会の資料に入っていると良いと思います。委員の皆さん、審議会の資料で理解できたほうがいいかなという趣旨でございます。

○生活衛生課 國友グループリーダー

では、行動計画の実施結果への記載を検討します。

○木村会長

ありがとうございます。やはりその回数だけよりは、どれぐらいの人数或いはフォロワー数があつたか、委員の先生方が理解しやすいという形で、検討いただければありがたいと思います。

○生活衛生課 國友グループリーダー

また、もう1点の御質問の件について、なぜ、基礎講座の中でいわゆる健康食品との付き合い方ということも明記したかですが、今回、機能性表示食品などの報告制度が始まったことや、実際に健康被害が出たということもございますので、皆様方へ基礎講座でこういうこともやっていますというアピールにも繋がるとおっしゃったので、入れさせていただきました。

○木村会長

ありがとうございます。それでは、吉田委員、お願いします。

○吉田副会長

2点ほどございます。まず第1点は、資料1の、2の改定のポイント(1)変更点の部分です。「より効果的な検証ができると考えられることから、3年から5年に変更した。」と書かれているのですが、より効果的な検証とは、実際にどういうことがより効果的になるのか、具体的に説明いただければと思います。それからもう1点は資料4の「成果と課題」について、まとめていただいて、非常に分かりやすくなってきたかと思っております。様々な部分に跨りますが、例えば5ページの上から3行目あたりで、「概ね計画どおりに進められている」と書かれています。実際に「計画どおりに進められている」と書いてある部分もあります。これは、かなりきちっと計画どおりにできているということだと思います。「概ね計画どおり」というところは、何かができなかったけれども、他のことはできているから概ねという表現しているのだと思うのですが、そのできなかった部分が重要である場合もありますので、その「概ね」という意味について、大体9割方という割合なのかそれとも、この点は実施があまりうまくできていないけれどもそれほど重要な点ではないので、全体として概ねという表現にされているのか等、もう少し具体的に、内容に踏み込んで書いていただけると、「成果と課題」が評価しやすいと思います。御説明がいただければと思います。

○木村会長

どうもありがとうございました。2つありましたから順番にお答えいただけますか。

○生活衛生課 石川課長代理

まず1点目、資料1のより効果的な検証によりというところなのですが、PDCAサイクルをもう少し大きくするといったイメージです。3年よりも5年の方がそれだけ多くの実績がありますので、実績から見えてくる課題も増え、その課題を分析して、より効果的な対策も検討できるということで、よりという言葉を使わせていただきました。2つ目の御質問の、資料4の概ねの計画どおりの概ねに関して、数値的な指標はございません。コロナの関係で計画数は達成できなかった、数は達成できなかったですが、各施策で設定した目的そのものは達成できたことから、概ねとの言葉を使わせていただきました。以上でございます。

○吉田副会長

ありがとうございます。

○木村会長

どうもありがとうございました。その他に御質問や御意見がございましたら、よろしくお願ひしたいと思いますがいかがでしょうか。はい。橋本委員、お願いします。

○橋本委員

特に意見ではないのですが、成果とお礼を兼ねて発言いたします。資料4の5ページ、畜産の農家

に対する人材教育というところで、農場HACCPを指導の部分ですが、毎年、計画に対して多くの実績の指導員の研修を受講していただいて、ありがとうございます。今年度、畜産農家等ということで、この9月に県内の教育機関としては第1号の農場HACCPの認証を、相原高校の農業科が取りました。指導員養成研修会を受けていただいた県の先生方と一緒に準備させていただいて、多くの助言をいただいて、無事、認証取得という成果に繋がりました。ありがとうございました。

○木村会長

橋本委員、ありがとうございました。では、その他に議題に関して、御質問や御意見ございますか。それでは、時間も経ってきましたので、ここでこの議題の方は閉じさせていただきます。その前に、欠席の委員がいらっしゃいますので、欠席の委員から何か御意見等を事務局受け取っておられますか。

○生活衛生課 重城主査

本日欠席の委員からは、特段、御意見等いただいておりません。

○木村会長

ありがとうございました。それではこの議題、いろいろな御意見をいただきましてありがとうございました。では、続きまして次の報告事項に移りたいと思います。「かながわの食の安全・安心」ホームページリニューアルについてですね。これについて事務局から御説明をいただけますか。

○生活衛生課 柳主査

生活衛生課、食品衛生グループ柳と申します。それでは資料の説明をさせていただきます。

資料5をご覧ください。県では「かながわの食の安全・安心」ホームページを開設し、食の安全・安心に関する様々な情報提供を行っておりますが、県民へのアンケートでは、知りたい情報になかなかたどり着けない、文字が多くて分かりにくいといった声が上がっております。また、ホームページの存在自体を知らないとの回答も多く寄せられています。当審議会においても、ホームページを積極的かつ工夫して運用するよう、たびたび御指摘を受けており、これまでも職員が時間をかけてホームページの見直し作業を行っていましたが、効果的な見直しが行われてない状況でした。ホームページの課題を整理しますと、県民が使いづらく県民に認知されていないことと、職員による見直し作業では効果が上がらないことが挙げられました。

このことから、民間の力を活用し、今年度中にホームページをリニューアルすることとし、現在作業を進めております。ホームページのイメージ図は、資料のとおりであり、ポイントとしては、食中毒の予防や、食品添加物といった県民の関心の高いテーマに、ワンクリックでアクセスできるよう、ページ構成を一から見直すこと、動画や写真、イラスト等を活用し、より分かりやすく親しみやすい内容にすること、リニューアル後は、インターネット広告やX（旧 Twitter）等により、多くの方にホームページを知ってもらえるよう、積極的に広報を行うこと、キッズ向けのコンテンツや掲載内容を充実させ、低年齢層にも利用してもらえるようにすること、などを意識して作成しております。リニューアルしたホームページの公開は12月末から令和7年1月ごろを予定しておりますので、第2回審議会でご報告させていただく予定です。ホームページリニューアルの御説明は、以上になります。

○木村会長

どうもありがとうございました。それでは、今のホームページリニューアルに関して、御質問などございましたら委員の方から御発言をお願いしたいと思いますが、何かございますか。上野委員お願いします。

○上野委員

大変素晴らしい取組だと思います。それで、この内容に関しては、ほとんど国が取り上げている内容と同じだと思うのですが、神奈川県が出すということで、神奈川県らしさというものをぜひ、盛り込んでいただけたらと思います。もし、そういった工夫がすでにされているのだったら、御紹介いただけたらと思います。

○木村会長

ありがとうございました。神奈川県らしさというところですけど、今の質問について、事務局の方からいかがでしょうか。

○生活衛生課 國友グループリーダー

神奈川県らしさかどうか分からないですが、今回ホームページ見直しにあたりまして、県の鳥であるかもめを動画などに登場させます。食品表示の動画と食中毒の予防の三原則の動画を作っていますが、小学生でも分かるような動画の内容にして、食品表示でこういうところを見ると、例えば、期限表示だといつまで食べられるかはここを見れば分かりますとか、ここを見るとどういうふうに保存すればいいのかが分かりますというものを考えております。独自のものとしてはそういうものを考えております。

○上野委員

ありがとうございます。特産品とか、いろいろ工夫するとあるのではないかと思いますので、また、いろいろな工夫も盛り込んでいただけたらと思います。よろしくお願いします。

○木村会長

上野委員どうもありがとうございました。その他、このホームページに関して御質問等ございますか。特にございませんか。もしなければ私の方から、質問します。業者に頼んで、非常にセンスのいいホームページを作っていただくというのは、大変良いホームページができると思うのですが、そもそも、そのホームページの場所やそのホームページの存在を知らなかったと資料にありました。こういうことはいくら良いホームページを作っても、そこにアクセスをしてもらうことが難しい。そうすると、その業者さんに頼む場合に、Search Engine OptimizationいわゆるSEO、検索して表示されるようにうまくそのキーワードなり枠組みを作って、検索に引っかかるように、まずしてもらう必要があると思うのですが、そういったところもその業者にお問い合わせしてもいいのですか。そのあたりは何かお話されてますでしょうか。

○生活衛生課 國友グループリーダー

ホームページ自体が知られてないということは課題として認識しておりまして、今回の委託の内容に広報も含めておりますので、広報動画も作ってもらう予定です。委託業者には、検索についても、聞いてみようと思います。

○木村会長

そうなのですね。結局、広報の動画も同じですけども、そこに動画を配信しても、そこに辿りつかないというところが一番問題で、県民の皆さんが何かちょっと分からないことを検索したときに、できるだけ上位に神奈川県のパージが来てくれるような工夫を、業者だけではできないのかもしれないですが、どういう文章とか、どういう見出しとか、どういうキーワードを入れるか工夫がされると、上位に表示されやすくなるので、ホームページの業者ともSEOに関してディスカッションを進めていただくとよいと思います。作ったものが、検索に引っかかるというところが一番重要になってくると思うので、もし可能であればお願いします。

○生活衛生課 國友グループリーダー

ありがとうございます。そのようにさせていただきます。

○木村会長

その他よろしいでしょうか。ホームページに関して、欠席の委員から何かございますか。御意見等いただいていますか。

○生活衛生課 重城主査

本日欠席の委員から、特段、御意見等はいただいております。

○木村会長

ありがとうございます。それでは、これで本日予定しておりました内容は終了いたしました。進行を事務局の方にお返ししたいと思います。よろしくお願いします。

○大島生活衛生課長

木村会長、ありがとうございました。委員の皆様、長時間にわたり熱心に御審議いただきまして、誠にありがとうございます。非常に貴重な御意見、アドバイスをいただきましたので、持ち帰って、施策につなげていきたいと考えております。次回の第2回審議会では、本日いただいた御意見を踏まえ、指針案と令和7年度の行動計画について御審議いただく予定でございます。よろしく申し上げます。本日は、誠にありがとうございました。それでは、これをもちまして令和6年度第1回神奈川県食の安全・安心審議会を閉会いたします。